

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(11の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先8 ②提出先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(16の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(20の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先9 ②提出先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(18の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(28の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先10 ②提出先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第33条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(20の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(37の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先11 ②提出先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先12		提出先12 削除	事後	末尾へ記載
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(23の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(39の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先13 ②提出先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(27の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 14 ②提出先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 15		提出先 15 削除	事後	末尾へ記載
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(31の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(53の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 16 ②提出先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(34の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(57の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 17 ②提出先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(35の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(58の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 18 ②提出先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(37の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(59の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 19 ②提出先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先 20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(38の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(63の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先20 ②提出先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(39の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(65の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先21 ②提出先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(40の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(66の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先22 ②提出先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(42の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先23 ②提出先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(48の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(73の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先24 ②提出先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(53の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(75の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先25 ②提出先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(54の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(76の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先26 ②提出先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(57の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(81の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先27 ②提出先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(58の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先28 ②提出先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(59の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(84の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先29 ②提出先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(61の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先30 ②提出先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(62の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(87の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先31 ②提出先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(66の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(91の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先32 ②提出先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(67の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(92の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先33 ②提出先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(70の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(96の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先34 ②提出先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先35 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(77の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(110の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先35 ②提出先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(80の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先36 ②提出先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(84の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(118の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先37 ②提出先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先38		提出先38 削除	事後	末尾へ記載

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先39 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(91の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(129の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先39 ②提出先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先40 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(92の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(130の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先40 ②提出先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(94の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(132の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先41 ②提出先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先42 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(96の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(136の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先42 ②提出先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先43 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(101の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(138の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先43 ②提出先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先44		提出先44 削除	事後	末尾へ記載
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先45		提出先45 削除	事後	末尾へ記載

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先46		提出先46 削除	事後	末尾へ記載
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先47 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(106の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(141の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先47 ②提出先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先48 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(108の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(144の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先48 ②提出先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先49 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(111の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(149の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先49 ②提出先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先50 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(112の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(150の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先50 ②提出先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先51 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(113の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(151の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先51 ②提出先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先52 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(114の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(152の項)	事後	

令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先52 ②提出先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先53 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(116の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(155の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先53 ②提出先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先54 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(117の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(156の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先54 ②提出先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先55 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(120の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(158の項)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5.提供先55 ②提出先における用途	難病の患者の対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先56		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先57		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先58		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先59		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先60		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先61		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先62		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先63		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加
令和6年9月27日	Ⅱ 5提出先64		新規追加	事後	番号法改正に伴い追加